

証券コード 8130

平成21年6月3日

株 主 各 位

名古屋市西区幅下一丁目4番1号

株式会社 **サンゲツ**

取締役社長 日 比 賢 昭

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご高覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市西区幅下一丁目4番1号
当社本館6階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
 2. 第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sangetsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告
(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気的世界的後退が鮮明となり、国内市場では前半の資源高、後半の景気後退による企業収益の減少、雇用情勢の急速な悪化など極めて厳しい状況となりました。住宅市場では、改正建築基準法施行後の新設住宅着工戸数減少に改善傾向が現れたものの、11月以降は景気後退により再び減少に転じ、新設住宅着工戸数は前年対比0.3%増の103万戸と、大きく減少した昨年同様の低い水準となりました。また、マンション事業を中心とした不動産業界の相次ぐ経営破綻など、当社グループを取り巻く事業環境は更に厳しさを増して推移しました。

このような状況の中、当社グループは環境に配慮し、良品廉価を貫くとともに、新設住宅着工戸数に影響を受けない非住宅市場やリフォーム市場などの深耕開拓、販路の拡大、ITの積極的な活用等によるきめ細かな営業活動を展開しました。

また7月には、山田照明株式会社(東京都)を子会社とし、隣接分野である照明器具販売事業に参入いたしました。(山田照明株式会社連結対象期間：平成20年7月1日～平成21年3月31日)

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高117,927百万円(前年同期比1.0%減)、営業利益5,815百万円(同7.8%減)、経常利益6,138百万円(同8.2%減)、当期純利益3,836百万円(同126.2%増)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(インテリア事業)

壁装材につきましては、平成20年4月に中間価格帯の商品を収録した見本帳「リザーブ1000」を改訂し発売。10月には、インフルエンザなどのウィルスを不活化し、ホルムアルデヒドなどシックハウス症候群の原因とされる物質を吸着分解する機能を有す

る漆喰（しっくい）を使用した壁紙の見本帳「漆喰壁紙」と装飾用硬質塩ビタックシートの見本帳「リアテック Vol. 6」を発行。更に平成21年1月に、住宅から各種施設まで幅広く使用できる多種多様な壁紙をはじめ、塗料やフィルム商品などの特殊商品も収録した壁装材の総合見本帳を3年ぶりに全面改訂し、新たに「エクセレクト」として発売しました。同時に福岡、大阪、東京、名古屋の各ショールームにおいて、設計士やデザイナー、インテリアコーディネーター、施工店などを対象とした新作壁装材展示会「プレミアム・ウォール2009」を順次開催し、新しい壁装材の数々を、見本帳では見ることのできない迫力ある大型サイズで展示し好評を博しました。

カーテンにつきましては、11月に教育、公共施設や医療福祉施設などに最適な全点防炎品の見本帳「コントラクトカーテン Vol. 6」を発行。既発行の見本帳収録商品とともに販促に努めました。

床材につきましては、7月にエコマーク認定、グリーン購入法適合のカーペットタイル「NT-250eco」の見本帳を発行。また、同月発売の「住宅用」のクッションフロアには、「消臭」「耐キズつき」「防滑性」の機能を備えた「ペット快適専科」を新たに開発し、収録しました。8月発売の「各種施設用」のクッションフロアは、グリーン購入法適合品が全体の約6割を占め、医療福祉施設において車椅子や配膳車などの接触による衝撃から腰壁を保護する「腰壁シート」、優れたメンテナンス性と耐久性を併せ持つ「グラニット」を新商品として収録し、環境負荷低減に貢献する商品を充実させました。

また、関東エリアの営業強化と物流体制の充実を図るため、平成20年5月に埼玉県草加市に三郷（みさと）物流センターを開設いたしました。従来から稼働している2カ所の物流センターとの相乗効果により、関東エリアにおける納期短縮と顧客サービスの向上に努めました。

その他既発行の見本帳収録商品の拡販にも努めた結果、インテリア事業における売上高は102,320百万円（前年同期比4.7%減）、営業利益は5,834百万円（同5.9%減）となりました。

（エクステリア事業）

子会社株式会社サングリーンは、営業基盤拡大の実現、新規顧客の開拓を図るとともに、地道な営業活動を積み重ねております。8月には、昨年度子会社化した株式会社共和住器を株式会社サングリーンが吸収合併し、経営資源の集中による効率化と収益性の

向上を図るとともに、営業エリアの明確化、新たなユーザーニーズの開拓に繋げました。

これらの結果、エクステリア事業における売上高は12,746百万円（前年同期比8.2%増）、営業利益は155百万円（同44.3%増）となりました。

（その他の事業）

当連結会計年度より新たにグループに加わった照明器具販売事業では、販売の新たな柱として、Zライトを含む取扱商品のすべてを網羅した「総合カタログ」を10月に発刊。11月には住宅向けのスタイリッシュな商品を厳選した「デザインライティング セレクション」を発刊し、これらの販売に努めた結果、売上高は2,861百万円、営業損失は188百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度はインテリア事業における埼玉県草加市の三郷（みさと）物流センターの開設等を中心に、1,452百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達状況

設備投資は自己資金で賄い、当連結会計年度中に増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

平成20年8月に、株式会社サングリーン（連結子会社）は、株式会社共和住器（非連結子会社）を吸収合併いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成20年7月に、照明器具販売事業を営む山田照明株式会社を第三者割当増資の引受により、当社の子会社といたしました。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済の低迷に回復の兆しは見えず、国内景気においても企業収益の減少、雇用情勢の悪化に伴う個人消費の減退などにより、当面は厳しい状況が予想されます。

その中で、住宅投資については税制改正などの景気刺激策による回復に期待を寄せるものの、低水準傾向は変わらず、厳しい経営環境が続くものと考えております。

このような状況のもと、インテリア事業では名古屋本社のショールームを14年ぶりに全面リニューアルし、平成21年4月1日にオープンいたしました。オリジナル商材約13,000点について、より見やすく選びやすいレイアウト、展示に工夫を凝らすなど、お客様本位のショールームとして、商品提案力の強化を図っております。こうした施策を推進しつつ、当社グループは引き続き良品廉価を貫くとともに、環境に配慮し、変化する消費者ニーズに沿った商品開発、市場の深耕開拓、販路の拡大、ITの積極的な活用等によるきめ細かな営業展開を行ってまいり所存です。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 (17/4~18/3)	第55期 (18/4~19/3)	第56期 (19/4~20/3)	第57期 (20/4~21/3)
売 上 高	百万円 114,258	122,733	119,176	117,927
経 常 利 益	百万円 7,207	7,525	6,683	6,138
当 期 純 利 益	百万円 3,724	3,183	1,696	3,836
1株当たり当期純利益	円 銭 91.56	79.33	42.27	95.62
総 資 産	百万円 137,347	138,580	135,656	135,306
純 資 産	百万円 118,801	118,494	116,714	116,636
1株当たり純資産額	円 銭 2,958.73	2,952.41	2,908.45	2,906.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第55期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サングリーン	130百万円	100%	エクステリア商品の販売
山田照明株式会社	10	70	照明器具の販売

(9) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

事業	主要な商品
インテリア事業	壁装材、カーテン、床材等
エクステリア事業	門扉、フェンス、カーポート、テラス等
その他の事業	照明器具等

(10) 主要な事業所（平成21年3月31日現在）

① 当社

本社	名古屋市西区幅下一丁目4番1号
支店	名古屋店、東京店、大阪店（尼崎市）、札幌店、仙台店、岡山店、福岡店、関東支店（草加市）、横浜支店
営業所	東関東営業所（千葉市）、多摩営業所（立川市）、北陸営業所（金沢市）、長野営業所、岐阜営業所、静岡営業所、浜松営業所、岡崎営業所、東大阪営業所、南大阪営業所（堺市）、姫路営業所、広島営業所、高松営業所、北九州営業所、熊本営業所、鹿児島営業所

② 主要な子会社

会社名	本社所在地	事業所
株式会社サングリーン	愛知県名古屋市	本社・名古屋支店他13支店、1事務所
山田照明株式会社	東京都千代田区	本社他4支社、3営業所
Sangetsu America, Inc.	米 国	本社

(11) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
インテリア事業	1,075名	+43名
エクステリア事業	138	+12
その他の事業	127	+127
合計	1,340	+182

(注) 従業員数が前連結会計年度末に比べ182名増加したのは、主に山田照明株式会社を平成20年7月1日付で連結子会社化し、その他の事業の人員が増加したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,075名	+43名	32.4歳	11.8年

(12) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社大垣共立銀行	226百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 159,000,000株
- ② 発行済株式の総数 42,188,240株
- ③ 株主数 5,975名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ ア カ ウ ン ト ア メ リ カ ン ク ラ イ ア ン ト	4,205千株	10.48%

(注) 出資比率は自己株式2,063,679株を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	日 比 賢 昭	
専務取締役 (代表取締役)	日 比 祐 市	株式会社サングリーン代表取締役会長
常務取締役	日 比 東 三	東京店長 山田照明株式会社代表取締役会長
取締役	日 比 喜 博	マーケティング本部部長
取締役	田 中 三 千 春	岡山店長
取締役	上 原 健	経理部長兼情報システム部長
取締役	伊 藤 祥 夫	経営企画担当部長兼内部統制室長
常勤監査役	中 尾 健	
常勤監査役	内 林 利 幸	
監査役	那 須 國 宏	
監査役	米 山 一 也	

(注) 常勤監査役中尾健、常勤監査役内林利幸、監査役那須國宏及び監査役米山一也の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額
 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	8名	222百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	27 (27)
合 計	12	250

- (注) 1. 上記には、平成20年6月26日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会において、賞与を含め年額5億2,000万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会において、賞与を含め年額4,000万円以内と決議いただいております。
5. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金6百万円（取締役5百万円、監査役0百万円）が含まれております。
6. 上記報酬等の額には、当事業年度に退任した取締役1名に対する当事業年度に係る役員退職慰労金0百万円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
常 勤 監 査 役	中 尾 健	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、幅広い知識と高い見識から適宜発言を行っております。
常 勤 監 査 役	内 林 利 幸	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、主に豊富な企業経営経験の観点から適宜発言を行っております。
監 査 役	那 須 國 宏	当事業年度開催の取締役会14回のうち11回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	米 山 一 也	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回、監査役会14回のうち12回に出席し、主に豊富な経営コンサルタント業務の経験から適宜発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

子会社における、会計に関する指導、助言業務等であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を決め、以下のとおり適正な企業活動を行っております。

- ① 当社は、社会の公器として、インテリアを通じて人々に安らぎのある住空間、快適な豊かさを提供することにより、社会に貢献することをめざしております。そのため社は等の企業理念を定め、当社の企業活動全般が適正に運営されるよう、全役員、使用人が日々努力しております。また、併せて、株主、最終ユーザー、販売先、仕入先、取引金融機関等の当社をとりまく利害関係者への配慮も重視しています。

② 企業理念等の使用人への浸透については、教育の機会や社内報等を通じて企業理念を周知徹底させると共に、サンゲツグループ企業憲章及びサンゲツコンプライアンス行動規範を内容とするコンプライアンスハンドブックを配布し、いつでも企業理念等に沿って行動するよう指導しております。

③ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社（サンゲツグループ）は、倫理規定等のコンプライアンス体制に係わる規定を設け、役員、使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としています。また、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長が最高責任者となるコンプライアンス委員会を設置しています。さらに、全社の倫理、法令遵守のための統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命し、その取り組みを横断的に統括しています。

コンプライアンス担当取締役は、あらかじめ社長により任命されたコンプライアンス委員及び必要に応じ弁護士その他関係者を招集し、問題の解決、再発の防止などにあたると共にその結果を取締役会に報告することとしております。

財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制としては、内部統制室において、内部統制の推進向上を行っております。

一方、公益通報者とその処遇などにおいて不当な扱いを受けることの無いよう十分配慮すると共に、コンプライアンス ヘルプラインを設置し、社内受付窓口及び担当弁護士を定め、当社が違法行為を放置することにより不利益を被ることのないように体制の整備をしております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体に記録し、書類記録類保存規定に従いこれらを保存・管理しております。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

また、個人情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

⑤ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 当社のリスク管理体制は、リスク管理規定を設け、職務分掌規定、職務権限規定に従って各部署の分掌範囲を各所属長が責任をもって実行し、各担当取締役は各自の分掌範囲について規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、

配布等を行い確実に管理しております。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が中心となり行うものとしております。

ロ. 重要事項については、取締役会で協議、決定しております。

⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門において業務担当取締役は、その効率的な目標達成に向け、具体策を立案実行しております。取締役会は定期的に進捗状況の報告を受け、必要に応じて各部門へ改善を促しております。

ロ. 日常業務においては、職務分掌規定に基づき業務を分担し、職務権限規定に従って、取締役はその業務を執行しております。

⑦ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

リスク管理規定、サンゲツコンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンス担当取締役の選任及びコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員を中心に、各部署所属長であるコンプライアンス責任者が各部署で法令、定款、各種規定等の遵守体制を維持していきます。

⑧ 当該株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社も含めたサンゲツグループ企業憲章を掲げ、グループ全体のコンプライアンス体制の維持を図っております。

なお、子会社の経営については、その自主性も尊重しつつ、事業内容の定期的報告と重要案件についての事前協議を行っております。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役が必要と判断した場合は随時監査室の所属員を補助者として監査役業務の補助をすることが出来るものとしております。

⑩ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査役業務の補助として監査室の所属員に指示した事項に関しては、最優先して実施するものとしております。

また、監査室の所属員に対する評価、異動に関しては、監査役に対して事前に合意を求めることにしており、その独立性を確保できる体制になっております。

⑪ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び監査室所属長は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実がある事を発見した場合は、法令に従い直ちに監査役に報告することとしております。

ロ. 監査役は、取締役会及び重要会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

ハ. 監査役は、監査室の監査報告書、被監査部門からの改善計画書の閲覧をし、業務執行の適正性を確保しております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役会規則に基づいて監査役は必要な都度、取締役または使用人に状況報告を求め、必要な帳票の閲覧、写しの徴収が可能な体制となっております。

ロ. 監査役は、当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図ることとしております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 事業報告に記載の金額、株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,693	流動負債	11,179
現金及び預金	16,699	買掛金	7,553
受取手形	23,291	リース債務	5
売掛金	13,437	未払金	1,262
有価証券	20,520	未払法人税等	1,041
商品及び製品	7,482	賞与引当金	786
原材料及び貯蔵品	955	その他	530
前渡金	176	固定負債	2,756
繰延税金資産	568	リース債務	24
その他	98	退職給付引当金	1,582
貸倒引当金	△537	長期未払金	952
固定資産	48,059	長期預り金	196
有形固定資産	27,499	負債合計	13,935
建物	7,184	(純資産の部)	
構築物	229	株主資本	116,497
機械及び装置	1,648	資本金	13,616
車両運搬具	124	資本剰余金	20,005
工具、器具及び備品	500	資本準備金	20,005
土地	17,441	利益剰余金	86,749
リース資産	28	利益準備金	3,404
建設仮勘定	343	その他利益剰余金	83,345
無形固定資産	830	別途積立金	74,400
ソフトウェア	696	繰越利益剰余金	8,945
その他	134	自己株式	△3,874
投資その他の資産	19,728	評価・換算差額等	318
投資有価証券	2,772	その他有価証券評価差額金	318
関係会社株	2,361	純資産合計	116,816
長期貸付金	759	負債純資産合計	130,752
繰延税金資産	653		
長期預金	6,500		
差入保証金	2,705		
その他	4,532		
貸倒引当金	△557		
資産合計	130,752		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		102,320
売 上 原 価		73,088
売 上 総 利 益		29,231
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,397
営 業 利 益		5,834
営 業 外 収 益		354
営 業 外 費 用		38
経 常 利 益		6,150
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	
そ の 他	0	13
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	71	
固 定 資 産 除 売 却 損	61	132
税 引 前 当 期 純 利 益		6,031
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,038	
法 人 税 等 調 整 額	△22	2,016
当 期 純 利 益		4,014

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
					別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
平成20年3月31日 残高	13,616	20,005	20,005	3,404	74,400	7,940	85,744	△3,864	115,502	
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当						△3,009	△3,009		△3,009	
当 期 純 利 益						4,014	4,014		4,014	
自 己 株 式 の 取 得								△9	△9	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,005	1,005	△9	995	
平成21年3月31日 残高	13,616	20,005	20,005	3,404	74,400	8,945	86,749	△3,874	116,497	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	1,201	1,201	116,703
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△3,009
当 期 純 利 益			4,014
自 己 株 式 の 取 得			△9
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△882	△882	△882
事業年度中の変動額合計	△882	△882	112
平成21年3月31日 残高	318	318	116,816

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券については償却原価法（定額法）
子会社株式については、移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないものについては、移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
（会計方針の変更）
当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 15～50年
機械装置 12～18年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (4) 長期前払費用
均等額償却によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる損益への影響はありません。

8. 追加情報

（役員退職慰労引当金）

当社は、従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。また、制度廃止時までの在任期間を対象とした退職慰労金については、同株主総会で打切り支給を決議し、取締役及び監査役のそれぞれの退任時に支給することとしました。これにより当事業年度において「役員退職慰労引当金」を取崩し、打切り支給額の未払分952百万円については、「長期未払金」に振替えて表示しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 26,496百万円
2. 保証債務
次の取引先について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
株コウン 130百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債権 9百万円
関係会社に対する長期金銭債権 674百万円
関係会社に対する短期金銭債務 1百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	37百万円
仕入高	0百万円
営業取引以外の取引高	10百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,058,896株	4,783株	一株	2,063,679株

(注) 自己株式の株式数の増加4,783株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	241百万円
減損損失	277百万円
未払事業税	101百万円
賞与引当金	318百万円
退職給付引当金	453百万円
役員退職慰労引当金	386百万円
投資有価証券評価損	732百万円
その他	278百万円

繰延税金資産小計 2,789百万円

評価性引当額 △1,484百万円

繰延税金資産合計 1,304百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 △82百万円

繰延税金負債合計 △82百万円

繰延税金資産の純額 1,221百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器、営業用車両等を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,911円35銭
2. 1株当たり当期純利益	100円05銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	88,182	流動負債	15,231
現金及び預金	17,787	支払手形及び買掛金	11,223
受取手形及び売掛金	40,520	1年内返済予定の長期借入金	21
有価証券	20,520	リース債務	6
商品及び製品	7,931	未払法人税等	1,117
原材料及び貯蔵品	1,069	賞与引当金	860
繰延税金資産	610	その他	2,000
その他	291	固定負債	3,437
貸倒引当金	△549	長期借入金	205
固定資産	47,123	リース債務	26
有形固定資産	28,961	退職給付引当金	1,959
建物及び構築物	7,704	役員退職慰労引当金	75
機械装置及び運搬具	1,799	長期未払金	952
土地	18,547	その他	217
リース資産	28		
建設仮勘定	343	負債合計	18,669
その他	538	(純資産の部)	
無形固定資産	1,110	株主資本	116,347
のれん	235	資本金	13,616
その他	874	資本剰余金	20,005
投資その他の資産	17,051	利益剰余金	86,599
投資有価証券	2,960	自己株式	△3,874
長期貸付金	91	評価・換算差額等	289
繰延税金資産	689	その他有価証券評価差額金	289
その他	13,963	純資産合計	116,636
貸倒引当金	△652	負債純資産合計	135,306
資産合計	135,306		

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		117,927
売 上 原 価		85,982
売 上 総 利 益		31,945
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,130
営 業 利 益		5,815
営 業 外 収 益		368
営 業 外 費 用		45
経 常 利 益		6,138
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	21
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	63	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	83	
そ の 他	45	192
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,966
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,167	
法 人 税 等 調 整 額	△34	2,132
少 数 株 主 損 失 (△)		△3
当 期 純 利 益		3,836

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	13,616	20,005	85,772	△3,864	115,529
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,009		△3,009
当期純利益			3,836		3,836
自己株式の取得				△9	△9
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	-	-	827	△9	817
平成21年3月31日 残高	13,616	20,005	86,599	△3,874	116,347

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	1,184	1,184	116,714
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△3,009
当期純利益			3,836
自己株式の取得			△9
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△895	△895	△895
連結会計年度中の変動額 合計	△895	△895	△77
平成21年3月31日 残高	289	289	116,636

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

㈱サングリーン

山田照明㈱

当連結会計年度において、山田照明㈱の株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、㈱サングリーンは㈱共和住器（非連結子会社）を吸収合併しております。

(2) 非連結子会社

Sangetsu America, Inc.

ルミコライト㈱

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

Sangetsu America, Inc.

ルミコライト㈱

非連結子会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的債券については償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないものについては、移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、連結子会社については、簡便法を採用しております。

④ 役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（追加情報）

当社は、従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上してはりましたが、平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。また、制度廃止時までの在任期間を対象とした退職慰労金については、同株主総会で打切り支給を決議し、取締役及び監査役のそれぞれの退任時に支給することとしました。これにより当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を取崩し、打切り支給額の未払分952百万円については、「長期未払金」に振替えて表示しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度より5年間の定額法により償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合は、発生年度に全額償却しております。

7. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる損益への影響はありません。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 26,971百万円

2. 担保に供している資産

建物及び構築物	139百万円
土地	710百万円
計	850百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

買掛金	55百万円
1年内返済予定の長期借入金	21百万円
長期借入金	205百万円
計	282百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株コウン 130百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	42,188,240株	一株	一株	42,188,240株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	2,058,896株	4,783株	一株	2,063,679株

(注) 自己株式の株式数の増加4,783株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,504百万円	37.5円	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	1,504百万円	37.5円	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月25日開催の第57回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	1,504百万円	37.5円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

Ⅳ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,906円87銭
- 1株当たり当期純利益 95円62銭

Ⅴ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月18日

株式会社 サンゲツ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松 井 夏 樹 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	服 部 則 夫 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンゲツの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月18日

株式会社 サンゲツ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松 井 夏 樹 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	服 部 則 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンゲツの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンゲツ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

株式会社 サンゲツ 監査役会

常勤監査役 中 尾 健 ⑩

常勤監査役 内 林 利 幸 ⑩

監 査 役 那 須 國 宏 ⑩

監 査 役 米 山 一 也 ⑩

(注) 常勤監査役中尾健、常勤監査役内林利幸、監査役那須國宏及び監査役米山一也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営の安定、業績の継続的向上を基本として、株主の皆様への安定的配当の維持を図ると同時に配当性向、純資産配当率にも意を用いつつ、将来に向けて会社基盤を強化し、不測の事態に対応できるよう内部留保にも努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃からのご支援にお報いするため、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,504,671,037円となります。

また、これにより中間配当を含めました当期の配当は、1株につき金75円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、付則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株券の発行）</u> 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。 （自己の株式の取得） 第8条 （条文省略） （単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第9条 当社の単元株式数は100株とする。 <u>②当社は第7条の規定にかかわらず、</u> <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところに</u> <u>ついてはこの限りではない。</u>	（削除） （自己の株式の取得） 第7条 （現行どおり） （単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は100株とする。 （削除）

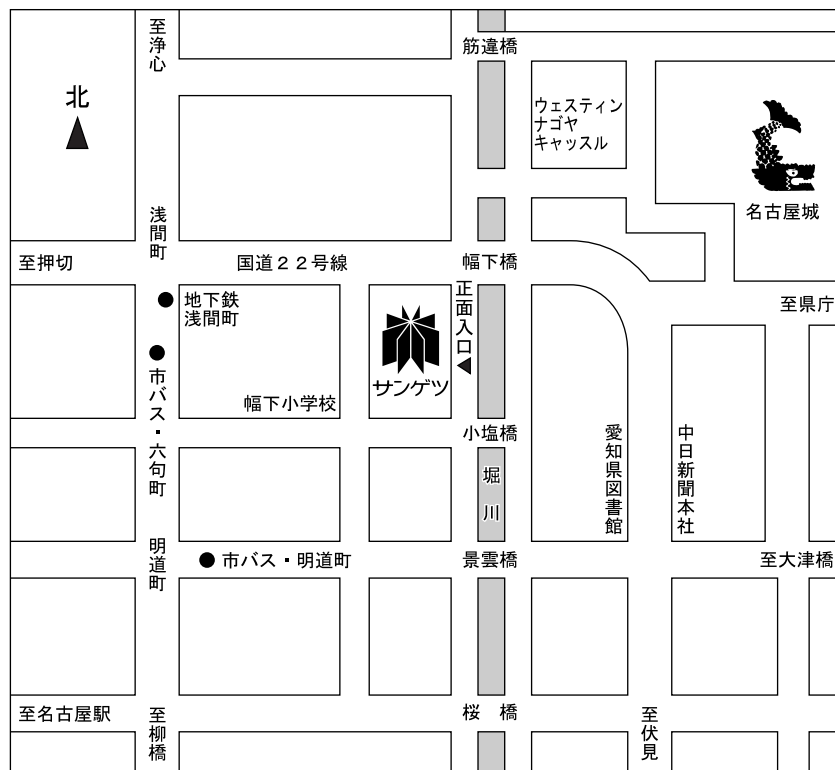
現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は株主名簿管理人を置く。 (新設)</p> <p>②当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第13条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。 <u>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> (削除)</p> <p>第12条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	付 則
(新設)	<p><u>第 1 条</u> <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
(新設)	<p><u>第 2 条</u> <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
(新設)	<p><u>第 3 条</u> <u>本付則第 1 条乃至本条は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市西区幅下一丁目4番1号
株式会社サンゲツ本館6階ホール



※交通機関 市バス：名駅12号系統（名古屋駅－浄心町・如意車庫前）
六句町下車徒歩約5分
地下鉄：鶴舞線浅間町下車徒歩約8分
地下鉄は2番出口をご利用下さい。